

佐呂間町の人事行政の運営等の状況

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 平成 23 年度における職員の採用の状況

| 区 分 | | 採用数 | 備考 |
|--------------|-----|-----|----|
| 行 一 政 職 般 | 事務職 | 1 人 | |
| | 技術職 | 0 人 | |
| | 計 | 1 人 | |

(2) 平成 23 年度における職員の退職の状況

| 定年退職 | 勸奨退職 | 普通退職 | 分限免職 | 懲戒免職 | 失 職 | 死亡退職 | 合 計 |
|------|------|------|------|------|-----|------|-----|
| 2 人 | — | 1 人 | 1 人 | — | — | — | 4 人 |

(3) 平成 24 年 4 月 1 日における職員数、職員数の増減の状況

| 区 分 | | 平成 24 年 | 平成 23 年 | 増減数 | 増減の理由 |
|---------------|-------|---------|---------|-----|--|
| 一 般 行 政 部 門 | 議 会 | 2 | 2 | — | |
| | 総 務 | 23 | 22 | 1 | ・ 戸籍電算化準備業務の増 (1) |
| | 税 務 | 7 | 7 | — | |
| | 民 生 | 18 | 18 | — | ・ 環境衛生業務の欠員不補充 (▲1) ・ 保健業務内容の充実に伴う保健師の増 (1) |
| | 衛 生 | 9 | 9 | — | |
| | 労 働 | — | — | — | |
| | 農林水産 | 12 | 12 | — | |
| | 商 工 | 4 | 4 | — | |
| | 土 木 | 7 | 8 | ▲1 | ・ 土木管理業務の欠員不補充 (▲1) |
| | 計 | 82 | 82 | — | |
| 特 別 行 政 部 門 | 教 育 | 16 | 17 | ▲1 | ・ 学校教育業務の欠員補充 (1) ・ 学校給食業務の欠員不補充 (▲1) ・ 図書館職員の欠員不補充 (▲1) |
| | 計 | 16 | 17 | ▲1 | |
| 公 営 企 業 等 会 計 | 水 道 | 3 | 3 | — | |
| | 下 水 道 | 2 | 2 | — | |
| | そ の 他 | 13 | 13 | — | |
| | 計 | 18 | 18 | — | |
| 合 計 | | 116 | 117 | ▲1 | |

(平成 24 年度地方公共団体定員管理調査)

- (注) 1 職員数は、地方公共団体定員管理調査に基づく一般職に属する職員数であり、教育長を含む。
2 一般会計職員のうち、国民健康保険事業職員 (2 人) 及び介護保険事業職員 (2 人) は公営企業等会計(その他)の区分に分類。

(4) 平成 24 年 4 月 1 日における級別の職員数（一般行政職）

| 区分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|----------|-------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 標準的な職務内容 | 主 技 師 | 主 技 師 | 主 査 | 係 主 長 任 | 課長補佐 | 課 長 |
| 職員数 | 4 人 | 1 人 | 19 人 | 31 人 | 14 人 | 14 人 |
| 構成比 (%) | 4.8 % | 1.2 % | 22.9 % | 37.3 % | 16.9 % | 16.9 % |

（平成 24 年度地方公務員給与実態調査）

2. 職員の給与の状況

(1) 平成 23 年度における人件費の状況（平成 23 年度一般会計決算）

| 区 分 | 住民基本台帳人口 (平 24. 3. 31 現在) | 歳出額 (A) | 人件費 (B) | 人件費率 (B/A) |
|---------|------------------------------|--------------|------------|------------|
| 佐 呂 間 町 | 5,774 人 | 5,726,865 千円 | 901,324 千円 | 15.74% |

(注) 一般会計決算額のため、特別会計に係る人件費等は含んでいません。

(2) 平成 23 年度における職員給与の状況（平成 23 年度一般会計決算）

| 職員数 (A) | 給与費 | | | | 1 人当たりの 平均給与費 (千円) (B/A) |
|------------|------------|-----------|------------|------------|--------------------------------|
| | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 (B) | |
| 105 人 | 450,699 千円 | 54,727 千円 | 151,794 千円 | 657,220 千円 | 6,259 千円 |

(注) 職員給与費とは、人件費のうち、一般職の職員に対して支給される給料及び扶養手当、寒冷地手当、管理職手当、夜間勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当、住居手当、期末・勤勉手当等の諸手当に要する経費であり、退職手当に要する経費は含んでいません。

(3) 平成 24 年 4 月 1 日における職員の平均給料月額、平均年齢及び初任給の状況

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 初任給 | |
|-------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|
| | | | | 大学卒 | 高校卒 |
| 一般行政職 | 350,400 円 | 379,900 円 | 45 歳 0 月 | 172,200 円 | 140,100 円 |
| 技能労務職 | 362,000 円 | 404,700 円 | 56 歳 3 月 | 172,200 円 | 140,100 円 |

（平成 24 年度地方公務員給与実態調査）

- (注) 1 平均給料月額とは、基本給の平均をいいます。
 2 平均給与月額とは、給料及び職員手当（期末・勤勉手当、寒冷地手当、退職手当を除く）の合計額をいいます。
 3 初任給は、一般行政職の試験採用の場合によります。

(4) 平成 24 年 4 月 1 日における学歴別及び経験年数別の職員の平均給料月額

| 区 分 | | 経 験 年 数 | | | | | |
|-------|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|
| | | 10 年以上 15 年未満 | 15 年以上 20 年未満 | 20 年以上 25 年未満 | 25 年以上 30 年未満 | 30 年以上 35 年未満 | 35 年以上 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 277,200 円 | 326,300 円 | 354,800 円 | 390,600 円 | 418,600 円 | 433,500 円 |
| | 高校卒 | — | 278,400 円 | 325,200 円 | 370,300 円 | 389,600 円 | 416,100 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | — | — | — | — | 345,500 円 | 394,800 円 |

（平成 24 年度地方公務員給与実態調査）

(5) 平成 24 年 4 月 1 日における職員に対する手当の状況

| 区分 | 支給の内容 | 支給職員数 | 1人当たり支給額 |
|------------|--|-------|-----------------|
| 扶養手当 | 配偶者 月額 13,000 円 配偶者以外の扶養親族 1 人につき月額 6,500 円 (職員に配偶者がいない場合 1 人目に月額 11,000 円) 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1 人につき月額 5,000 円 | 66 人 | 月額 19,500 円 |
| 住居手当 | 家賃、間代を月額 12,000 円以上支払っている職員に対し、家賃の額に応じ支給する。(但し、職員住宅の入居者は除く。) 支給限度額 27,000 円 自ら住宅を新築、購入した職員に対し、月額 5,000 円を支給する。 | 60 人 | 月額 6,900 円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者 運賃等の額に応じ支給 最高限度額 55,000 円 自動車等使用者 通勤距離に応じ 月額 2,000 円～24,500 円 | 9 人 | 月額 6,000 円 |
| 管理職手当 | 管理・監督の地位にある職員に支給する。 ・課長職 給料月額の 8% ・課長補佐職 給料月額の 6% | 33 人 | 月額 28,700 円 |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務した場合に支給する。 | 35 人 | 月額 22,100 円 |
| 日直手当 | 週休日又は休日に日直の勤務を命ぜられた職員に支給する。 | 9 人 | 月額 4,200 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員に支給する。 | 0 人 | 月額 0 円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に支給する。 | 3 人 | 月額 9,600 円 |
| 寒冷地手当 | 世帯区分に応じて、11 月から翌年の 3 月までの間に支給する。 (・扶養親族のある世帯主 ・扶養親族のない世帯主 ・その他職員) | 115 人 | 年額 102,000 円 |
| 期末手当 | (支給割合) 期末手当 勤勉手当 6 月期 1.225 月分 0.675 月分 12 月期 1.375 月分 0.675 月分 計 2.600 月分 1.350 月分 | 115 人 | 年額 939,400 円 |
| 勤勉手当 | (役職加算) 3 級の職務 100 分の 5 4.5 級の職務 100 分の 10 6 級の職務 100 分の 15 | 115 人 | 年額 491,800 円 |

(平成 24 年度地方公務員給与実態調査)

- (注) 1 給料及び各種手当(寒冷地手当、期末手当、勤勉手当を除く。)の「支給職員数」の欄には、給料及び各種手当を平成 24 年 4 月分として、本来支給すべき職員数(ただし、時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当については、4 月実働職員数。)としている。
- 2 寒冷地手当、期末手当、勤勉手当の「支給職員数」の欄には、寒冷地手当にあつては、平成 24 年 3 月 1 日に在職する支給実職員数を、期末手当、勤勉手当にあつては、平成 23 年 12 月 1 日に在職する支給実職員数としている。
- 3 期末手当、勤勉手当の役職加算については、平成 17 年度より支給を停止していたが、平成 24 年度より支給を再開した。
- 4 「1 人当たり支給額」の欄には、平成 24 年 4 月分として支給すべき給料及び各種手当の支給総額のそれぞれについて、当該支給総額に対応する「支給職員数」の欄に記載されている職員数で除して得た額としている。
- 5 時間外勤務手当、日直手当、管理職員特別勤務手当及び夜間勤務手当の支給総額にあつては 4 月実働分支給総額とし、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当の支給総額にあつては、平成 23 年度実支給年額としている。

(6) 平成 24 年 4 月 1 日における職員の給与の削減のための特例措置の状況

| 区 分 | | 支 給 月 額 | | | 備 考 | |
|-------|----------------|-----------|------------|-------------------|--------------|--|
| | | 措置後 | 措置前 | 削減率 | | |
| 給 料 | 町 長 | 700,000 円 | 800,000 円 | ▲12.5% | 特例措置の期間は当分の間 | |
| | 副 町 長 | 564,000 円 | 645,000 円 | ▲12.6% | | |
| | 教 育 長 | 503,000 円 | 575,000 円 | ▲12.5% | | |
| 報 酬 | 議 長 | 261,000 円 | 290,000 円 | ▲10.0% | | |
| | 副 議 長 | 211,000 円 | 235,000 円 | ▲10.2% | | |
| | 常任委員長 運営委員長 | 193,000 円 | 215,000 円 | ▲10.2% | | |
| | 議 員 | 175,000 円 | 195,000 円 | ▲10.3% | | |
| 区 分 | | 管理職手当 | | 住 居 手 当 (自己所有) | | |
| | | 措置後 | 措置前 | | | |
| 一 般 職 | | 課長職 8% | 課長職 10% | 措置後 月額 5,000 円 | | |
| | | 補佐職 6% | 補佐職 8% | 措置前 月額 8,000 円 | | |

3. 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 平成 24 年 4 月 1 日における職員の勤務時間（標準的なもの）

| 1 週間の勤務時間 | 開始時間 | 終了時間 | 休憩時間 |
|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 3 8 時間 4 5 分 | 午前 8 時 3 0 分 | 午後 5 時 1 5 分 | 12:00~13:00 |

(2) 平成 23 年における職員の年次有給休暇の取得状況

(平成 23 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日)

| 総付与日数 A | 総取得日数 B | 対象職員数 C | 平均取得日数 B/C | 取得率 B/A |
|---------|---------|---------|------------|---------|
| 4,525 日 | 852 日 | 114 人 | 7.5 日 | 18.8% |

(3) 平成 23 年度における時間外勤務の状況

| 時間外・休日勤務総時間 | 時間外・休日勤務職員数 | 職員一人当たりの 年間平均時間 |
|-------------|-------------|--------------------|
| 4,645 時間 | 88 人 | 52.8 時間 |

※管理職を除く。

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 平成 23 年度における職員の分限の件数

| 処 分 事 由 | 地方公務員法 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 勤務成績が良くない場合 | 第 28 条第 1 項第 1 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 心身の故障の場合 | 第 28 条第 1 項第 2 号及 び同条第 2 項第 1 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 職に必要な適格性を欠く場合 | 第 28 条第 1 項第 3 号 | 0 人 | 1 人 | 0 人 | 0 人 |
| 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少 により廃職又は過員を生じた場合 | 第 28 条第 1 項第 4 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | 第 28 条第 2 項第 2 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 条例に定める事由による場合 | 第 27 条第 2 項 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者 | | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

(2) 平成 23 年度における職員の懲戒の件数

| 処 分 事 由 | 地方公務員法 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|------------------------------|------------------|-----|-----|-----|-----|
| 法令に違反した場合 | 第 29 条第 1 項第 1 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合 | 第 29 条第 1 項第 2 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 のあった場合 | 第 29 条第 1 項第 3 号 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

5. 職員のサービスの状況

(1) 平成 23 年度における営利企業等の従事の許可の件数

| | |
|----------------------------|-----|
| 営利を目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねる場合 | 0 件 |
| 自ら営利を目的とする私企業を営む場合 | 0 件 |
| 報酬を得て事業又は事務に従事する場合（統計調査等） | 5 件 |

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 平成 23 年度における職員の研修の実施状況

| 派遣先 | 研 修 名 | 研修場所 | 人数 | 研 修 期 間 |
|-----------------|--------------|------|-----|-----------------------|
| 自治大学校 | 自治大学校研修 | 東京都 | 1 人 | 7 月 5 日 ~ 7 月 28 日 |
| オホーツク 管内町村会 | 町村新規採用職員基礎研修 | 遠軽町 | 1 人 | 10 月 12 日 ~ 10 月 14 日 |
| | 町村初級職員研修会 | 美幌町 | 1 人 | 7 月 6 日 ~ 7 月 8 日 |
| | 町村中級職員研修会 | 美幌町 | 1 人 | 7 月 20 日 ~ 7 月 22 日 |
| | 法務（基礎）研修 | 遠軽町 | 1 人 | 8 月 26 日 |
| | 町村監督者研修 | 湧別町 | 3 人 | 11 月 9 日 ~ 11 月 11 日 |
| 北海道自治 研修センター | 地方自治法研修 | 札幌市 | 2 人 | 7 月 4 日 ~ 7 月 5 日 |
| | | | 1 人 | 12 月 5 日 ~ 12 月 6 日 |
| | 管 理 能 力 研 修 | | 1 人 | 7 月 21 日 ~ 7 月 22 日 |
| | 地方公務員法研修 | | 1 人 | 8 月 18 日 ~ 8 月 19 日 |

(2) 平成 23 年度における職員の勤務成績の評定の状況

試行中

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 平成 23 年度における職員の厚生制度の状況

① 職員の保健に関すること（健康診断の実施状況）

| 健康診断の種類 | 実施期間 | 受診者数 |
|-------------|----------------------------|------|
| 一般検診 | 平成 23 年 10 月、平成 24 年 3 月 | 14 人 |
| 腰痛検査 | 平成 23 年 10 月、平成 24 年 1～3 月 | 23 人 |
| 総合検診（人間ドック） | 平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月まで | 99 人 |

② 職員の元気回復に関すること 未実施

③ その他職員の厚生に関すること 未実施

（注） 本表は、地方公務員法第 42 条の規定に基づく職員の厚生制度の状況

(2) 職員互助団体への助成状況

| 団体名 | 助成金額 | 備考 |
|-------------|------|------|
| 佐呂間町役場職員親睦会 | 0 円 | 助成なし |

(3) 平成 23 年度における職員公務災害補償の状況

| 区 分 | | 災害件数 |
|-----------------|------------------------|------|
| 公務災害 | 職務遂行中の負傷 | 2 件 |
| | 職務に伴う合理的行為又は準備・後始末中の負傷 | 0 件 |
| | 出張中の負傷 | 0 件 |
| | レクリエーション参加中の負傷 | 0 件 |
| | その他の行為中の負傷 | 0 件 |
| 通勤災害（通退勤途上中の負傷） | | 0 件 |

8. 勤務条件に関する措置の要求の状況（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

| | |
|--------|-----|
| 措置要求件数 | 0 件 |
|--------|-----|

9. 不利益処分についての不服申立ての状況（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

| | |
|--------|-----|
| 不服申立件数 | 0 件 |
|--------|-----|

10. 苦情処理の状況（平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日）

| | |
|---------|-----|
| 苦情処理の件数 | 0 件 |
|---------|-----|